



# 島根県報

令和8年4月7日（火）

第 7 0 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

県営土地改良事業計画の決定（2件）	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定（4件）	（森 林 整 備 課）	2
解除予定保安林	（        ”        ）	4

### 【公 告】

公共測量の終了（2件）	（技 術 管 理 課）	5
-------------	-------------	---

### 【正 誤】

令和8年3月23日付け島根県報号外第36号中	（道 路 維 持 課）	5
令和8年3月24日付け島根県報号外第39号中	（        ”        ）	5

**告 示****島根県告示第228号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
小屋原地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

**島根県告示第229号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
部栄・鳥井地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

**島根県告示第230号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和8年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林の所在場所

大田市温泉津町湯里2717-2、2718、3364、3365-1、3365-3、4082

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

温泉津町湯里2717-2・2718・3364・3365-1・3365-3・4082（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第231号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和8年4月7日

島根県知事 丸山達也

1 保安林の所在場所

大田市温泉津町湯里2743-1、3371から3373まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和8年4月7日

島根県知事 丸山達也

1 保安林の所在場所

飯石郡飯南町八神1873-2

2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第233号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和8年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 保安林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字字賀字物井232-1、232-2、233-1、233-4、233-6、306-1、307-1、309-1、309-3、310、311-1、311-2、312、314-1、315、315-1、315-2、318

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字物井232-1・306-1・307-1・309-1・309-3・310・311-1・311-2・312・314-1（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、232-2、233-6

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第234号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 解除予定保安林の所在場所

浜田市上府町イ2196-10

#### 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

#### 3 解除の理由

道路用地とするため

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年7月30日に終了した旨松江市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（3D都市モデル整備業務）
- 2 作業期間  
令和6年7月9日から令和7年7月30日まで
- 3 作業地域  
松江市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年3月13日に終了した旨松江市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和7年5月23日から令和8年3月13日まで
- 3 作業地域  
松江市美保関町地内

**正 誤**

令和8年3月23日付け島根県報号外第36号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示 第149号の 表中	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     益田市隅村町771番地先 から同地先まで                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     益田市隅村町771番1地 先から同地先まで                 </div>

令和8年3月24日付け島根県報号外第39号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
-----	----	---	---

4

島根県告示  
第164号の  
表中

益田市西平町503番1地  
先から同町521番2地先  
まで

益田市西平原町503番1  
地先から同町521番2地  
先まで